

北上地区消防組合行政手続規則をここに公布する。

平成27年11月 5 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第 2 号

北上地区消防組合行政手続規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合行政手続規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北上地区消防組合行政手続条例（平成8年条例第1号）及び行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号。以下「行政手続条例等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政手続条例等の手続)

第2条 行政手続条例の手続等については、北上市行政手続法施行細則（平成6年北上市規則第35号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。